



Kurita

MSDS No. K-006 (2)

# 製品安全データシート

48%液状苛性ソーダ

作成 初版

2007年8月 1日

改訂 (1)

2009年6月 1日

製品名

## 48%液状苛性ソーダ

### 1. 製品及び会社情報

製品名	48%液状苛性ソーダ
会社名	株式会社 クリタ
住 所	東京都墨田区千歳1丁目3番5号
電話番号	03-3631-9101
FAX 番号	03-3633-3811
担当部門	茜浜事業所 品質管理部
緊急連絡先	茜浜事業所 製造部
電話番号	047-455-2301

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類

##### 物理化学的危険性

引火性液体：	区分外
自然発火性液体：	区分外
自己発熱性化学品：	区分外
水反応可燃性化学品：	区分外
酸化性液体：	区分外
金属腐食性物質：	区分1

##### 健康有害性

急性毒性（経口）：	区分3
皮膚腐食性／刺激性：	区分1
眼に対する重篤な損傷／眼刺激性：	区分1
皮膚感作性：	区分外
生殖細胞変異原性：	区分外
特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）：	区分1（呼吸器系）

##### 環境有害性

水生環境有害性（急性）：	区分3
水生環境有害性（慢性）：	区分外

\*記載がないものは「分類対象外」、「区分対象外」、又は「分類できない」である。

ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- ・金属腐食のおそれ
- ・のみこむと有毒
- ・重篤な皮膚の薬傷・目の損傷
- ・臓器（呼吸器）の障害
- ・水生生物に有害

注意書き

- 【予防策】**
- ・他の容器に移し替えないこと。
  - ・粉塵／ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
  - ・環境への放出を避けること。
  - ・この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
  - ・取扱い後はよく手を洗うこと。
  - ・保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。
- 【対応】**
- ・吸入した場合：被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
  - ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
  - ・目に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
  - ・皮膚（または髪に）付着した場合：直ちに、汚染された衣服をすべて脱ぐこと／取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。直ちに医師に連絡すること。
  - ・暴露した場合：医師に連絡すること。
  - ・物的被害を防止するため流出したものを吸収すること。
- 【保管】**
- ・容器を密閉して、直射日光を避け、換気の良い涼しい所で保管すること。
  - ・施錠して保管すること。
- 【廃棄】**
- ・内容物や容器を、国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること
- 【重要な徴候】**
- ・眼、皮膚等の生体組織に強い腐食性を持つ。  
タンパク質を分解する作用があり、付着したものを完全に除かない限り、次第に組織の深部に及ぶおそれがある。特に目に入ると視力の低下や失明をすることがある。希薄溶液でも繰り返し接触していると皮膚表面の種々の組織を侵し、直接刺激性の皮膚炎又は慢性湿疹の症状を呈する。濃度が濃い場合には、急激に局部を腐食する。ミストを吸入すると気道の刺激症状がある。誤って飲み込んだときには、口腔、喉、食道、胃などに炎症を起こす。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 単一製品

化学名又は一般名	: 水酸化ナトリウム
別名	: 苛性ソーダ
化学式	: NaOH
含有量	: 48%以上
官報公示整理番号	: (1) -410
CAS番号	: 1310-73-2
化審法・安衛法番号	: (1) -410
GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物	: 特になし

#### 4. 応急措置

- 吸入した場合: 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合: 汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。必要であれば切断する。製品に触れた部分を水又は微温湯を流しながら洗浄する。石鹼を使ってよく落とす。外観に変化がみられたり、痛みが続く場合は直ちに医療措置を受ける手配をする。医師の指示なく、油類その他の薬を薬傷部に塗ってはならない。
- 目に入った場合: 直ちに清浄な水で15分以上洗眼する。その際は瞼を開き水が全面にゆきわたるように行う。眼球を傷つける可能性があるため、目をこすったり固く閉じさせてはならない。速やかに医師の手当てを受ける。コンタクトレンズを使用の場合、固着していない限り取り除いて洗浄する。
- 飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
- 応急措置をする者の保護: 汚染された衣類や保護具を取り除く。救助者が有害物に触れないよう手袋を使用するなど注意する。誤飲及び吸入の被災者に人工呼吸をする場合には口対口法を用いてはいけない。逆流防止バルブのついたポケットマスクや医療用呼吸器を用いて人工呼吸を行う。
- 医師に対する特別な注意事項: 特になし。

#### 5. 火災時の措置

- 消化剤: 粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂。この製品自体は、燃焼しない。
- 使ってはならない消火剤: データなし。
- 特有の危険有害性: 不燃性であるが、加熱されると腐食性及び毒性のヒュームを発生する恐れがある。更なる水分や水に接触すると、可燃性物質の発火に十分な熱を発生する。
- 特有の消火方法: 消火作業は、風上から行う。速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周辺に散水して冷却し、容器の破壊を防ぐ。
- 消火を行う者の保護: 消火活動では、耐熱手袋、ゴーグル型保護眼鏡、空気呼吸器を着用する。

#### 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
- 漏出時の処理を行う場合には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用すること。
- 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立入りを禁止する。
- 作業は風上から、保護具を着用して行う。
- 環境に対する注意事項

## 48%液状苛性ソーダ

- ・流出した製品が河川などに排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
- ・封じ込め及び浄化の方法・機材：漏洩した液が少量の場合には、多量の水を用いて十分に希釈して洗い流す。漏洩した液が多量の場合には、土砂等でその流れを止め、土砂等に吸着させるかまたは安全な場所に導いて多量の水をかけて洗い流す。必要があれば更に中和し、多量の水を用いて洗い流す。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- ・技術的対策：取扱い場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。  
取扱い後は、手、顔などを良く洗い、うがいをする。  
希釈する場合や酸を中和する場合は、発熱を伴うので、攪拌しながら水酸化ナトリウム溶液を徐々に加える。逆に水酸化ナトリウムの濃厚溶液に水や酸を加えると、突沸をおこすおそれがあるので極めて危険である。
- ・局所排気・全体換気：取扱う場合は、局所排気内、または全体換気の設備のある場所で取扱う。
- ・安全取扱注意事項：アルカリ性なので、酸性の製品との接触を避ける。

### 保管

- ・適切な保管条件：アルカリ性なので、酸性の製品とは同一場所に保管しない。通気をよくし、蒸気が滞留しないようにする。  
空気中の湿気や炭酸ガスを吸収し、品質が低下するので密栓して保管する。
- ・安全な容器包装材料：軟鋼、銅、アルミニウム、亜鉛には腐食性があるため、ステンレスまたはポリエチレン容器に保管する。

---

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度：未設定

許容濃度：日本産業衛生学会（2006年版） 最大許容濃度 2mg/m<sup>3</sup>

ACGIH（2006年版） TLV-STEL 2mg/m<sup>3</sup>（天井値）

設備対策：近くに手洗い、洗眼などの設備を設ける。

取り扱い場所は換気を良くする。

### 保護具

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ・呼吸器の保護具    | 防塵マスク、空気呼吸器。   |
| ・手の保護具      | ゴム製保護手袋        |
| ・眼の保護具      | 保護メガネ（ゴーグル型）   |
| ・皮膚及び身体の保護具 | ゴム製保護衣、ゴム製保護長靴 |

---

## 9. 物理的及び化学的性質

- |             |   |
|-------------|---|
| 形状          | ：無色又は灰色の液体で、濃度、温度により固化することがある。                |
| 臭い          | ：無臭   |
| pH          | ：14以上   |
| 沸点(°C)      | ：138°C（48%液体）                                 |
| 引火点         | ：不燃性  |
| 自然発火温度（発火点） | ：不燃性  |
| 比重（相対密度）    | ：約 1.50g/cm <sup>3</sup> （48%液体）              |
| 溶解性         | ：か性ソーダ固体として 42 g/100 g（0°C）、109 g/100 g（20°C） |

**10・安定性及び反応性**

- 安定性 : 通常の取り扱い条件では安定である。
- 反応性 : アルカリ性なので、酸と反応し発熱する。  
アルミニウム、錫、亜鉛等の金属を侵し水素を発生しこれが空気と混合して引火爆発することがある。
- 避けるべき条件 : 水、湿った空気、混触危険物との接触。
- 混合危険物 : 酸化剤、強酸、銅、亜鉛、アルミニウム及びこれらの合金
- 危険有害な分解性生物 : 特になし

**11. 有害性情報**

- 急性毒性 : 経口 ウサギ LD50 325mg/kg (固体苛性ソーダ)  
ヒトでの中毒事例より、ヒトの体重を 60kgとすると致死量は 80mg/kg~167 mg/kg (固体苛性ソーダ) となるため、区分 3と判断される。  
水溶液製品である本品に対しては、つなぎの原則 (GHS文書 3.1.3.5) を適用し、同じく区分 3とした。
- 皮膚腐食性/刺激性 : ヒト皮膚に対して 0.5%以上で刺激性を引き起こす。  
ブタ皮膚に対し 8%以上で腐食性を引き起こす。  
ウサギ皮膚に対して 5% 4時間で重度の壊死を引き起こす。
- 眼に対する重篤な損傷/刺激性 : ヒト眼に対して重篤な損傷を引き起こす。  
ウサギ眼に対して 1.2%以上で腐食性を引き起こす。
- 呼吸器感作性/皮膚感作性 : 呼吸器感作性 データなし  
皮膚感作性 ヒト皮膚での感作性試験において感作性は認められなかった。
- 生殖細胞変異原性 (変異原性) : in vivo マウス骨髄小核試験 陰性  
AMES 試験 陰性
- 特定標的臓器/全身毒性-単回暴露 : ヒト呼吸器、気道を刺激し肺水腫を引き起こす呼吸器の障害。

**12. 環境影響情報**

- 生態毒性 : 魚類 (カダヤシ) LC 50(96h)=125mg/L  
甲殻類 (ネコゼミジンコ) LC 50(48h)=40.4mg/L

**13. 廃棄上の注意**

- 残余廃棄物 : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。  
水を加えて希薄な水溶液とし、酸 (希塩酸、希硫酸) で中和した後、多量の水で希釈して処理する。  
廃アルカリは特別管理産業廃棄物に指定されており、収集・運搬・処分は定められた基準に従って処理する。
- 汚染容器・包装 : 使用済み包装容器は内容物を完全に除去した後、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

**14. 輸送上の注意**

- 国際規制
- |      |               |
|------|---------------|
| 国連分類 | クラス 8 (腐食性物質) |
| 国連番号 | 1824          |

品名（国連輸送品名） 水酸化ナトリウム（水溶液）

容器等級 容器等級 II

海洋汚染物質 Y 類物質（溶液）

#### 国内規制

毒物及び劇物取締法 第 2 条別表第 2 劇物

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 施行令別表第 1 有害液体物質（Y 類物質）（溶液）

船舶安全法 危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1 腐食性物質

港則法 施行規則第 12 条危険物告示腐食性物質

航空法 施行規則第 194 条危険物告示別表第 1 腐食性物質

道路法 施行令第 19 条の 13、車両の通行の制限

#### 輸送の特定の安全対策及び条件

車両による運搬時は、運転者に必ずイエローカードを携帯させる。輸送作業は取り扱い及び保管上の注意事項に留意して行う。

#### 緊急時応急措置指針番号

154 毒性物質／腐食性物質（不燃性）。

---

## 15. 適用法令

- (1) 毒物及び劇物取締法 第 2 条別表第 2 劇物
- (2) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 施行令別表第 1 有害液体物質（Y 類物質）（溶液）
- (3) 船舶安全法 危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1 腐食性物質
- (4) 港則法 施行規則第 12 条危険物告示腐食性物質
- (5) 航空法 施行規則第 194 条危険物告示別表第 1 腐食性物質
- (6) 道路法 施行令第 19 条の 13、車両の通行の制限
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令第 2 条の 4 特別管理産業廃棄物
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 第 2 条有害物質
- (9) 労働基準法 施行規則別表第 1 に基づく有害物を指定する告示有害物
- (10) 水質汚濁防止法 施行令第 3 条水素イオン濃度等の項目
- (11) 労働安全衛生法 第 57 条の 2 通知対象物政令番号第 319 号水酸化ナトリウム規則第 326 条腐食性液体
- (12) 薬事法 第 44 条第 2 項（施行規則第 204 条別表第 3）劇薬
- (13) 化学物質管理促進法 指定化学物質に該当しない

---

## 16. その他の情報

### 引用文献

- (1) 製品安全データシート「カセイソーダ（液）」日本ソーダ工業会
- 

### 「記載内容の取扱い」

記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・情報・データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありませぬので、取扱いには十分注意してください。